

学内における倫理

本学では、自由で快適な大学生活を保障し、お互いを尊重しあえる教育環境を目指すため、倫理委員会（理事1名、教員3名、事務局長 計5名より構成）を特別に設置しています。

この委員は、学生及び教職員の基本的人権を保障し、修学、課外活動、教育、研究及び職務の遂行に良好な環境を作り出すことを目的としています。

次の各項についての申し出及び相談は、倫理委員会の委員が対応しますので、あなた自身がハラスメントの被害にあっていると思ったときは、悩みを抱えたままにしないで、気軽に遠慮なく相談してください。

1. 学生及び教職員の人権及び個人の尊厳が損なわれる行為
（不当な処遇、差別、いやがらせ、いじめ、セクシャル・ハラスメントなど）
2. 学生及び教職員等が本学の名誉を傷つける行為を行った場合
3. そのほか、学生及び教職員が、倫理上相応しくない行為を行った場合

相談窓口は上記の倫理委員会メンバー、学生係、いずれでも結構です。倫理委員のメンバーの連絡先についてはメールアドレスを掲示板に掲示します。学生係で受付けた問題はただちに倫理委員会に連絡します。また、最も話しやすい教職員を通じての申し出や相談も可能です。プライバシーの保護及び相談内容についての秘密は厳守いたします。

（ハラスメントとは？）

ハラスメントとは、教職員と学生、先輩と後輩、男性と女性といった関係で、一方がその地位や立場を利用して、相手の意に反する不適切な言動を行い、その結果相手に就学・就労の上での不利益を与えたり、就学・就労の環境を悪化させたりすることです。

このうち、性的に不適切な言動を行うものを「セクシャル・ハラスメント」と呼んでいます。